

高知県ネーミングライツ・パートナー募集要項 (施設特定型募集)

1 目的

高知県(以下「県」という。)では、県有施設の有効活用により一定の収入を確保し、施設等の安定した運営や県の施策の充実など県民サービスの維持・向上等につながることを目的として、ネーミングライツ・パートナー(以下「パートナー」という。)を以下のとおり募集します。

ネーミングライツとは、施設に企業名や商品名等を冠するといった名称(以下「愛称」という。)を付与する権利です。

県は、施設名として愛称を使用する代わりに、施設名等に愛称を付与する権利を有するパートナーから対価を得ます。

パートナーは、県有施設に企業名や商品名等を含む愛称を表示することで、施設の看板やイベントのポスター等による周知効果や、様々なメディアによる宣伝効果が期待できます。

2 募集概要

(1) 募集対象施設

募集対象施設は、別紙1に記載のとおりです。

※概要は、別紙2参照。

(2) ネーミングライツ料及び契約保証金

ア ネーミングライツ料(契約希望金額)

ネーミングライツ料として、希望する年間金額を提案してください。

1年間あたりの最低希望金額は、別紙1に記載しています。

※最低希望金額は、消費税及び地方消費税を含みます。

※最低希望金額未満でも応募することは可能です。

※契約期間の開始が会計年度途中からとなる場合は、月割計算(1円未満切捨て)した額をその年度のネーミングライツ料として算出します。

イ 契約保証金

契約の相手方は、高知県契約規則第 39 条の規定により、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第 40 条の規定により免除された場合は、この限りではありません。

契約保証金は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたとき、対象施設の原状回復を確認後、パートナーからの請求に基づき利子を付さずにパートナーへ返還します。パートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は県に帰属し、パートナーは契約保証金返還請求権を失います。

(3) 契約期間

令和8年1月1日から令和 11 年3月 31 日まで(3年3か月間)

※パートナーは当該契約期間終了に係る契約更新に向けた優先交渉権の付与はありません。

(4) 愛称の使用開始予定日
令和8年1月1日

(5) 愛称の命名条件等

ア パートナーは、当該施設等に愛称を付与することができます。

ただし、県有施設のネーミングライツ導入という性格上、その公共性及び品位、信頼性を損なうことのないもので、県民が親しみやすく、施設の用途が分かりやすい愛称とします。

イ パートナーが命名する愛称は一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等で表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は原則として認めません。

オ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、パートナー側ですべて負担、対応するものとし、本県は一切の責めを負いません。

カ 条例で定める施設等の正式名称を愛称とすることも可能です。

キ 次に該当するものは愛称として使用することができません。

(ア) 法令等に違反するおそれのあるもの

(イ) 政治性又は宗教性のあるもの

(ウ) 意見、社会問題についての主義・主張に当たるもの

(エ) 個人の氏名

(オ) 他社の製品との比較

(カ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(キ) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(ク) 社会的批判を招くおそれのあるもの

(ケ) 不当な差別等人権を侵害するおそれのあるもの

(コ) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの

(サ) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(シ) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの

(ス) その他愛称として適当でないといふ県が認めるもの

ク 付与する愛称の条件については、別紙1の特記事項にも記載しています。

(6) 愛称使用に伴う費用負担及び愛称掲示場所等

ア 費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、次のとおりです。○を付した者が費用を負担します。

区 分	県	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更※1 (パートナーが希望する場合)		○
契約期間中の看板の維持補修等 (保険加入を含む。)		○
契約期間終了時の原状回復 (契約期間中の解除を含む。)		○
県が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や 県及び施設ホームページの表示変更	○	

※1 県は、看板等の表示変更に係る民間事業者等の紹介等を行うことができません。パートナーご自身で交渉の上、ご対応いただきます。

※2 愛称のデザイン等に係る費用が発生する場合は、パートナーの負担とします(使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、提案してください。)

イ 愛称が掲示される看板等

(ア) 表示の変更等は、契約締結後から可能となります。

(イ) 表示変更は、県や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととします。これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

(ウ) 看板やサイン標示の変更・新規設置にあたっての詳細な施工の範囲、施工方法、実施時期及び内容(デザイン・色彩等を含む。)については、対象施設の管理運営上支障が生じないよう、優先交渉権者決定後に県及び関係機関等とパートナーで協議の上、決定します。

新規に看板等を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて県及び関係機関で協議することとします。

(エ) 看板やサイン標示の変更、新規設置に伴って設置される工作物等については、風水害や地震などによる落下等の危険性がある場合は、施設賠償責任保険への加入を必須とし、その他必要となる安全対策を講じるものとします。

(オ) 屋外看板については、施設等所在地の市又は県の屋外広告物条例による規制対象となり、変更前に表示内容等を市や県に提示し、確認を受ける必要があります。屋外広告物条例に係る必要な事務手続きはパートナーにおいて行い、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

(カ) 表示可能なのは愛称のみであり、広告の表示や掲示はできません。

ウ 印刷物等の掲載

(ア) 県が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、愛称が定着するまでの期間、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

県が作成した既存の印刷物等の表示については、訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

3 選定委員会の設置

県有施設にネーミングライツを導入するに当たり、命名しようとする法人及び愛称等が当該施設にふさわしいかの審査を公正に行い、契約の相手先候補となる優先交渉権者及び次点者を選考するために「令和7年度高知県ネーミングライツ・パートナー選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

応募申請書等の提出書類の内容を審査する選定委員会を非公開で開催します。選定委員会では、高知県ネーミングライツ・パートナー選定(施設特定型)に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方候補の優先交渉権者と次点者を選定します。ただし、審査基準に定める条件を満たす提案でない場合は、優先交渉権者(※)又は次点者として選定しません。

※優先交渉権者…ネーミングライツの契約について、他者より優先的に県と交渉できる権利を有する者

(1) 優先交渉権者の選定方法

申請締切後、選定委員会において、応募者から提案された愛称、契約金額、企業等の提出資料等を総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、選定委員会において審査します。

選定委員会による審査の結果、県の判断で優先交渉権者を選定しない場合があります。

(2) 失格とする提案

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになった場合
- イ 提出書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合
- エ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかった場合
- オ 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合
- カ 募集要項に定める愛称の条件に合致していない場合
- キ その他不正な行為があった場合

(3) 審査項目及び審査内容

選定委員会は、次の視点及び配点で審査することとします。

	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	・応募金額及び金額の妥当性、相対評価 ※ <u>応募者が1者のみで、応募金額が県の最低希望金額を大幅に下回る場合は、交渉者として選定しない可能性がある。</u>	50

2	愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設としての品位があり、施設の設置目的や機能に配慮されているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、県民の愛着に配慮されているか ・公序良俗に反していないか など <p>※当該項目が 15 点に満たない場合は、<u>選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。</u></p>	30
3	応募者	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか(経営の状況、安定性、ネーミングライツ料の支払能力、事業内容、将来性) 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・県民に受け入れられるか(県民への知名度、県民の親しみ) ・社会貢献や地域活動の実績 	10
合計		<p>※合計点が 50 点に満たない場合は、<u>選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。</u></p>	100

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

(5) パートナーの決定

県は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉者とネーミングライツ導入に必要な事項の協議を行い、協議が整った場合はパートナーを決定して契約を締結します。

ただし、県と優先交渉者の間において協議が整わなかった場合は、次点者を優先交渉者と決定して同様の協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

なお、優先交渉者と県との協議等が滞り、事業の履行が確実でないと県が判断した場合は、優先交渉者の決定を取り消すものとします。

(6) 公表

契約締結後、県の広報媒体(県のホームページ等を含む)を通じて、パートナーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。合わせて、選定委員会での採点結果(総得点)を、パートナー以外の応募者を匿名とした上

で、県のホームページにて公表します。

※優先交渉権者の発表等、途中経過については公表しません。

※募集対象施設毎の応募状況及び提案の内容等については公表しません。

(7) 県が実施を予定している愛称の周知(広報)活動

ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知

イ 県の広報媒体(県ホームページ、施設ホームページ等を含む)での周知

(8) ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、県が発行する納入通知書によりパートナーが納付期限までに当該年度分(4月から翌年3月分まで)を一括で支払うものとし、

ただし、年度途中から契約開始となる場合は、県が別途指定する期日までに納入するものとし、

(9) 契約の解除等

ア パートナーが次の事項に該当した場合は、県は契約を解除することができるものとし、この場合、既に納付されたネーミングライツ料は返金しないものとし、原状回復はパートナーの負担で行うものとし、

(ア) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

(イ) パートナーが県の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。

(ウ) パートナーの社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(エ) 応募申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

イ パートナーは、募集要項に定められた応募資格を満たさないこととなった場合は、高知県にその旨を書面により報告するものとし、

5 応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある法人とします。

ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者
- (2) 県の指名停止措置等を受けている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
- (4) 消費者金融に係る事業等を営む者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係る事業等を営む者
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 国税又は地方税を滞納している者

- (10) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- (11) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- (12) その他、県のネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

6 説明会

説明会は開催しません。

7 質疑と回答

募集要項の内容等の質疑を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日(金)から令和7年9月 16 日(火)まで(必着)
- (2) 受付方法 質問用紙(様式6)に記入の上、持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールにて「11 問合せ先」まで提出し、電話により着信を確認してください。
- (3) 回答方法 県の担当者から、FAX 又は電子メールにより回答します。
質疑と回答の内容は質問のあった法人名や担当名等を除きホームページで公表する場合があります。

8 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たって提出する書類を次表に示します。

なお、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称		規格	提出部数
1	高知県ネーミングライツ・パートナー応募申請書兼誓約書(施設提示型募集)(様式1)	必須	A4縦	各1部
2	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かる資料	任意	様式自由	
3	愛称の表示指定等(様式2)	任意	A4縦	
4	愛称の表示指定等(補足資料)	任意	様式自由	
5	法人の概要(様式3)	必須	A4縦	
6	法人の概要(詳細が分かる法人概要や会社案内等の資料)	任意	様式自由	
7	直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表, 損益計算書等)	必須	様式自由	
8	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請書提出日時点で発行から3か月以内のもの(写し可)	必須	様式自由	
9	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※申請の3ヶ月前までに発行されたもの(写し可)	必須	既成様式	

様式 番号	提出書類の名称		規格	提出 部数
	※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その3の3)を提出してください。 ※法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近1事業年度分の納税証明書を提出してください。			
10	暴力団排除に関する誓約書(様式4)	必須	A4縦	
11	役員等名簿(様式5)	必須	A4縦	

※応募申請書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更することはできません。

※2施設以上に応募申請する場合は、応募申請する施設ごとに提出書類を提出してください。

(2) 応募申請書類の提出

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和7年9月22日(月)午後5時(必着)

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分までとします。

③ 提出先

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階

高知県 総務部 財政課

電話088-823-9154

9 日程(予定)

令和7年8月1日(金) パートナー募集開始

令和7年9月22日(月) 申請書等の提出期限締切り

令和7年10月上中旬 選定委員会開催による優先交渉権者等の選定

令和7年10月中旬 審査結果の通知

令和7年10月下旬 契約締結、愛称等の公表

令和8年1月1日(木) 愛称の使用開始

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却されません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び選定委員会での使用に限ります。)します。

(3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき開示することがあります。

11 問合せ先

高知県 総務部 財政課 担当者 大野

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階

電話 088-823-9154

FAX 088-823-9768

E-mail 110401@ken.pref.kochi.lg.jp

12 その他

- (1) 応募申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 応募申請書類の提出に要する全ての費用は応募者の負担とします。ついては、優先交渉権者とならなかった場合などにおいて、応募申請書類の提出に要した費用の補填や賠償は行いません。
- (3) 愛称使用の禁止について
県は、命名権による愛称を積極的に使用し、愛称が定着するように努めますが、愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催においては、大会開催の公的な意思表示や県有施設としての意思表示を行う場合も含め、大会主催者等からの要請や大会規定等に従い、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。
また、議案の提出などの行政行為又は契約行為において、必要に応じて施設の正式名称を使用する場合があります。
- (4) 愛称に関する知的財産権を取得する場合
愛称には、ロゴ等（原則、パートナーが権利を有する商標登録のものとする。）の使用も可とします。ただし、印刷物等の掲載においてロゴ等は使用できず文字ベースのみの表示、カラー表示でなく白黒表示などになる場合があります。
ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。
イ 県はロゴ等は無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。
ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。
- (5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。
- (6) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

別紙1 募集対象施設等一覧

	施設等名称	最低希望金額 (万円/年)	契約期間	所管課
		特記事項(募集要項2(5)の愛称の命名条件等)		
1	高知県立春野総合運動公園陸上競技場	500	3年3か月	公園上下水道課
		陸上競技場がイメージできる文言を愛称に含めること。 (例:○○スタジアム、○○陸上競技場) ※所在地表示で春野総合運動公園内を併記する場合あり。		
2	高知県立県民文化ホール	500	3年3か月	文化振興課
		ホール等を貸し出す施設であることがイメージできる文言を愛称に含めること。 (例:○○ホール)		
3	高知県立のいち動物公園	500	3年3か月	公園上下水道課
		<p>「のいち動物公園」を愛称に含めること。 愛称は、○○のいち動物公園、のいち動物公園○○、○○のいち動物公園○○のうち、いずれかの○○の部分に企業名、商品名(ブランド名)等を表示します。</p> <p>愛称とは別に、次のマークをのいち動物公園のマークとして引き続き使用します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>※このマークは、当園のコンセプトの一つである「動物に優劣を付けない」を体現するために、開園当時に多くの動物園で適切な管理をされていなかったワオキツネザルを選んだ経緯もあり、34年間運営してきた中で、県民を始め、のいち動物公園の応援者にはとても愛着のあるシンボルとなっています。</p> </div> </div>		

別紙2-1 施設概要

■高知県立春野総合運動公園 陸上競技場

1 施設名称（正式）

高知県立春野総合運動公園 陸上競技場

2 所在地

高知県高知市春野町芳原 2485（高知駅から車で約 30 分）

3 供用開始日

1987 年（昭和 62 年）10 月

4 面積

陸上競技場 34,950m²（公園全体：597,000m²）

5 施設概要

国際陸上競技連盟公認のクラスII及び日本陸上競技連盟公認の第1種競技場である当競技場は、国際大会はもちろん日本選手権など大規模な大会も実施可能な施設である。附属の補助競技場と合わせて、冬には、Jリーグクラブのキャンプ、春・夏休みには、各種学校の陸上合宿として多く利用されている。

（ Jリーグ公式戦開催競技場（年21回開催）、高知龍馬マラソンのゴール会場 ）

【施設の写真】



収容人数 25,000 人

メインスタンド 5,209 人（個席仕様）＋記者席 48 人

サイドスタンド 6,481 人（長椅子仕様）

バックスタンド 4,253 人（個席仕様）

サイドバック芝生席（2,550m²） 8,500 人

身障者席

メインスタンド 25 席、バックスタンド 20 席×2

トラック形式 単心円中心間 80m 半径 37.898m

1 周 400m 9 コース最長走路 115m 3,000m 障害コース

全天候性舗装／ウレタン舗装エンボス仕上（スプレー工法）

フィールド 走幅跳助走路：8 ヲ所、三段跳助走路（幅跳兼用）：10 ヲ所、
砂場：8 ヲ所、棒高跳助走路：10 ヲ所、走高跳助走路：4 ヲ所、槍投助走路：2 ヲ所、
砲丸投サークル：4 ヲ所、円盤投ハンマー投兼用サークル：2 ヲ所

周辺施設 雨天走路 87m

夜間照明 4 基・大屋根照明 陸上競技 1,000 ルクス（サッカーJ リーグ 1,500 ルクス）

トレーニングルーム：1 ヲ所

大型映像装置（フルカラーLED 方式）

シャワー設備 コイン式（100 円）シャワー男性用 12 台・女性用 10 台

利用時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※特別の場合を除いた時間延長

午前：6 時～8 時 30 分、午後：5 時～9 時

6 主な利用状況 ※競技利用者数のみで観戦者数は含まない。

利用者数：令和 6 年度 61,430 人（春野総合運動公園全体 414,650 人）

令和 5 年度 72,448 人（春野総合運動公園全体 470,284 人）

令和 4 年度 84,070 人（春野総合運動公園全体 467,329 人）

【令和 6 年度実績】

- ・高知県高等学校体育大会（5 月）
- ・龍馬マラソン（2 月）
- ・Hi-Six 42.195km リレーマラソン（11 月）
- ・四国高等学校体育大会陸上競技（6 月）
- ・J F L（4、6、9、10、11 月）
- ・J リーグ（2、3 月）
- ・J リーグ YBC ルヴァンカップ 1st ラウンド（3 月）

【令和 5 年度実績】

- ・高知県高等学校体育大会（5 月）
- ・龍馬マラソン（2 月）
- ・Hi-Six 42.195km リレーマラソン（12 月）
- ・天皇杯 J F A 全日本サッカー選手権大会（7、8 月）
- ・J F L（4、5、6、7、9、10、11、3 月）

【令和 4 年度実績】

- ・高知県高等学校体育大会（5 月）
- ・龍馬マラソン（2 月）
- ・Hi-Six 42.195km リレーマラソン（12 月）
- ・J F L（4、5、6、8、9、11、3 月）

7 指定管理者

（公財）高知県スポーツ振興財団

指定期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

8 施設所管課

土木部 公園上下水道課

9 施設ホームページ

- ・高知県立春野総合運動公園

<https://www.kochi-haruno.org/>

- ・陸上競技場

<https://www.kochi-haruno.org/faci/rikujoyou>

10 敷地内サイン ※標示変更するサインの範囲は、ネーミングライツ・パートナーの判断による。

ただし、県や関係機関等と協議の上、変更可能なもの。

施設名表示 1箇所

総合案内 13箇所

施設案内 5箇所

誘導看板 0箇所

その他表示場所 0箇所

【春野総合運動公園 地図（総合案内、現在地案内、誘導看板等 位置図）】



①施設名表示



②総合案内板



③施設案内板



④施設表示版



⑤総合案内板



⑥総合案内板



⑦総合案内板



⑧総合案内板



⑨総合案内板



⑩総合案内板



⑪総合案内板



⑫総合案内板



⑬総合案内板



⑭総合案内板



⑮総合案内板



⑯総合案内板



別紙2-2 施設概要

■県民文化ホール

1 施設名称（正式）

高知県立県民文化ホール

2 所在地

高知県高知市本町4丁目3番30号（高知駅から車で約10分）

3 開館年月日

1976年（昭和51年）11月

4 面積等

敷地面積 5,288.15 m²

建築面積 4,701.627 m²

建築延面積 11,842.776 m²

構造 鉄筋鉄骨地下1階地上4階

5 施設概要

高知県立県民文化ホールは、オレンジホール(1,507席)、グリーンホール(500席)、多目的室(12室)を備えた、地域文化の活性化や豊かな暮らしづくりに貢献する文化施設。2つのホールは、オーケストラ、コンサート、演劇、バレエ、オペラなどの芸術文化と触れあう場・創造の場として、また、市街地中心部という好立地を活かした各種学会、講演会、大会、式典など文化交流の場として多くの方々に利用されている。

また、多目的室は、サークル活動や教室、会議や資格講座などに適しており、小規模の交流の場・学びの場として幅広く利用されている。

【施設の写真】



【ホール・多目的室の概要】

○オレンジホール（大ホール） 客席 1,507 席（1階 1,001 席／2階 506 席）

○グリーンホール（小ホール） 客席 500 席

○多目的室 第1多目的室[32.0 m²] (12名)

第2多目的室[31.6 m²] (12名)

第3多目的室[38.7 m²] (21名)

第4多目的室[38.3 m²] (12名)

第5多目的室(練習室)[160.2 m²]

- 第6多目的室[159.3 m²] (106名)
- 第7多目的室[57.3 m²] (21名)
- 第8多目的室[56.9 m²] (21名)
- 第9多目的室(和室)[58.3 m²(約30畳)]
- 第10多目的室[38.9 m²] (16名)
- 第11多目的室[78.0 m²] (33名)
- 第12多目的室[64.0 m²]

6 主な利用状況

利用者数：令和6年度 283,168人
令和5年度 277,630人
令和4年度 278,698人

【令和6年度実績】

・オレンジ・グリーンホールの公演件数 341件、入場者数 19万9千人

【令和5年度実績】

・オレンジ・グリーンホールの公演件数 377件、入場者数 20万5千人

【令和4年度実績】

・オレンジ・グリーンホールの公演件数 387件、入場者数 18万8千人

7 指定管理者

高知県立県民文化ホール共同企業体

指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

8 施設所管課

文化生活部 文化振興課

9 施設ホームページ

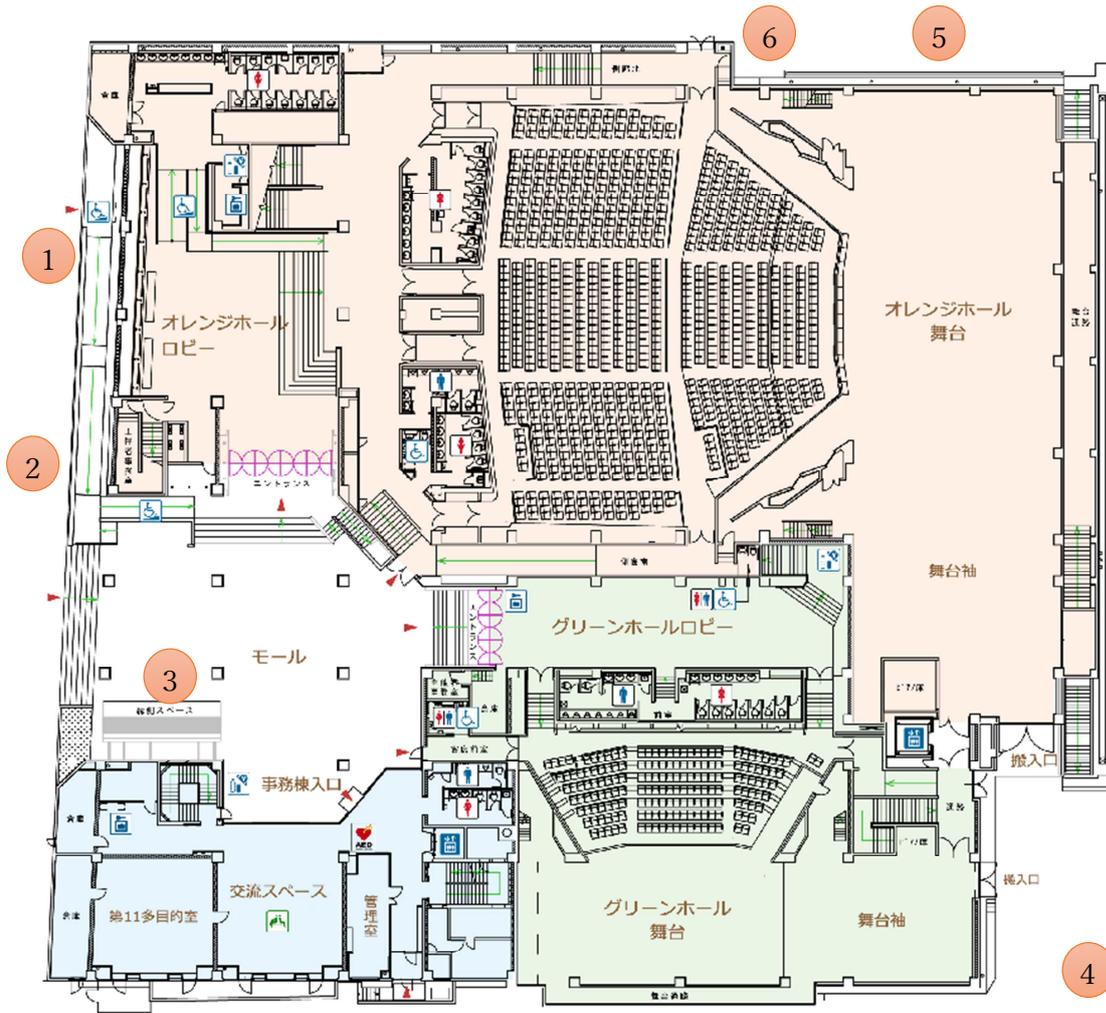
・高知県立県民文化ホール
<https://kkb-hall.jp/index.html>

10 敷地内サイン ※標示変更するサインの範囲は、ネーミングライツ・パートナーの判断による。

ただし、県や関係機関等と協議の上、変更可能なもの。

施設名表示 3箇所
誘導看板 3箇所
その他表示場所 1箇所

【県民文化ホール 1階平面図面（施設名表示、誘導看板等）】



①施設名表示



②施設名表示



③施設名表示



④看板



⑤誘導看板



⑥誘導看板（駐車場入口）



別紙2-3 施設概要

■高知県立のいち動物公園

1 施設名称（正式）

高知県立のいち動物公園

2 所在地

高知県香南市野市町大谷 738 番地（高知駅から車で約 35 分）

3 開園年月

1991 年（平成 3 年）11 月

4 面積

約 16.3ha

5 施設概要

のいち動物公園は、自然に囲まれた広々とした公園内で、檻や柵を使わない飼育環境を大切にしており、動物たちは、生息地に近い暮らしをしながら、自然な姿や表情を見せてくれる。また、山に囲まれた園内は、四季ごとに野鳥のさえずりや、草木の彩りの変化を感じながら自由に散策でき、ご家族で何度でも楽しめる。

- ・ R7GW 県内観光施設利用者数県内 1 位
- ・ 「旅好きが選ぶ！日本人に人気の動物園・水族館ランキング 2020」で 1 位

営業時間：9:30～17:00（入園 16:00 まで）

休園日：毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）

駐車場：無料（普通車約 280 台、バス 10 台）

【施設の写真】



6 主な利用状況

利用者数：令和6年度 189,701人

令和5年度 206,500人

令和4年度 211,998人

【令和6年度実績】

- ・アミメキリンの赤ちゃん誕生（3月17日）※当園でキリンの赤ちゃん誕生は6年ぶり
- ・やなせたかしさんデザインのキャラクターフォトスポットを設置（3月20日）
- ・正月イベント、へびの干支展開催（1月）
- ・開園33周年記念イベント開催（11月）
- ・夜間開館イベント（障がいのある子どもたちを招待）ドリームナイト・アット・ザ・ズー（8月）
- ・夜間開園イベント「のいち de ナイト」（9月、10月）
- ・アメリカビーバーの赤ちゃん誕生（4月13日） など

【令和5年度実績】

- ・マンドリルの赤ちゃん誕生（8月30日）
- ・フタユビナマケモノの赤ちゃん誕生（11月19日）
- ・夜間開園イベント「のいち de ナイト」（8月、9月、10月）
- ・夜間開館イベント（障がいのある子どもたちを招待）ドリームナイト・アット・ザ・ズー（8月）
- ・開園記念イベント開催（11月）
- ・正月イベント（1月）

【令和4年度実績】

- ・正月イベント、干支展「うさぎ」開催（1月）
- ・開園記念イベント開催（11月）
- ・夜間開園イベント「のいち de ナイト」（8月、9月、10月）
- ・アメリカビーバーの赤ちゃん誕生（6月10日、3月24日） など

7 指定管理者

（公財）高知県のいち動物公園協会

指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

8 施設所管課

土木部 公園上下水道課

9 施設ホームページ

- ・高知県立のいち動物公園

<https://noichizoo.or.jp/>

10 敷地内サイン ※標示変更するサインの範囲は、ネーミングライツ・パートナーの判断による。

ただし、県や関係機関等と協議の上、変更可能なもの。

施設名表示 2箇所 総合案内 5箇所

現在地案内 0箇所 誘導看板 10箇所 その他表示場所 6箇所

【のいち動物公園 地図（総合案内、現在地案内、誘導看板等 位置図）】



①施設名表示



②施設名表示



④施設総合案内板（掲示板）



⑤施設総合案内板



⑥施設総合案内板



⑦誘導看板



⑧誘導看板



⑨誘導看板



⑩誘導看板



⑪誘導看板



⑫誘導看板



⑬誘導看板



⑭誘導看板



⑮誘導看板



⑯誘導看板



⑰その他表示場所



⑱その他表示場所



⑲その他表示場所



⑳その他表示場所



㉑その他表示場所



㉒施設総合案内板



㉓施設総合案内板



㉔その他表示場所



高知県ネーミングライツ・パートナー応募申請書兼誓約書
(施設提示型募集)

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者)

所在地 _____

法人名 _____

代表者職氏名 _____

高知県ネーミングライツ・パートナー募集要項（施設提示型募集）の内容に同意の上、次のとおり応募します。また、募集要項で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

応募施設名称			
希望する愛称案 ※	(ふりがな)		
	(愛称案)		
愛称案の説明			
ネーミングライツ料 契約希望金額 (1年あたり)	円 (消費税及び地方消費税を含む)		
契約期間	3年3か月間 (令和8年1月1日から令和11年3月31日)		
応募理由			
連絡先	所属部署		
	責任者 (役職・氏名)		
	担当者 (役職・氏名)		
	所在地 (上記所在地と異なる場合のみ記載) 〒		
	電話番号		
	F A X		
	電子メール		

※ 施設名称の変更を希望されない場合は正式名称を記載してください。

愛称を施設内看板や、ホームページ、チラシ等に表示する場合に、ロゴ等の使用、字体や文字色に指定がある場合には、ロゴマークの表示位置も含め、様式2に記載のうえ提出してください。

また、愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かる資料（様式自由）を添付してください。

令和 年 月 日

愛称の表示指定等

愛称を施設内看板や、ホームページ、チラシ等に表示する場合に、ロゴ等の使用、字体や文字色に指定がある場合には、表示位置なども含め、下記に記載してください。

ロゴ等の使用や表示指定等がない場合は、様式2の提出は不要です。

※印刷物等の掲載において、ロゴ等は使用できず文字ベースのみの表示、カラー表示ではなく白黒表示などになる場合があります。

1 表示イメージ

--

2 指定事項

(字体、文字色、その他指定事項 等)

※必要に応じて別紙（様式自由）を添付してください。その際は、表示イメージ欄や指定事項欄に「別紙に記載」と記入してください。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 瀨田 省司 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

役員等名簿

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
ふりがな
(申請者) 名 称
代表者役職・氏名

※ふりがな、生年月日等記載もれないようにしてください。 【役員等名簿の合計枚数： 枚】

No.	役職名等	ふりがな	性別	(和暦) 生年月日		
		氏名		S・H	・	・
1	申請者		男・女	M・T S・H	・	・
2			男・女	M・T S・H	・	・
3			男・女	M・T S・H	・	・
4			男・女	M・T S・H	・	・
5			男・女	M・T S・H	・	・
6			男・女	M・T S・H	・	・
7			男・女	M・T S・H	・	・
8			男・女	M・T S・H	・	・
9			男・女	M・T S・H	・	・
10			男・女	M・T S・H	・	・

- ※① 申請者は、No.1に記入してください。
 ② この用紙に記載しきれない場合に、用紙を複写して記入し、欄右上に合計枚数を記載してください。
 なお、複写した用紙は、2枚目以降については、No.1欄は記入しないでください。
 また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名は全ての用紙について行ってください。
 ④ この名簿は、高知県暴力団排除条例及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として応募資格審査要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

高知県財政課（担当：大野） 行

（メール 110401@ken.pref.kochi.lg.jp ）

（FAX 088-823-9768 ）

高知県ネーミングライツ・パートナー応募に関する質問用紙

令和 年 月 日

法人名

担当者名

（電話： ）

質疑内容

（注意）

- ・質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載し、持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、電子メール又は FAX で提出してください。FAX と電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

(別途様式)

高知県ネーミングライツ・パートナー応募申請 申請書類チェックリスト

提出する前に必ず必要書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、確認欄に○印を記入し、このリストを申請書類一式の1番上にして提出してください。(★印は提出必須書類です。)

申請者名		
	提出書類	申請者 確認欄 ○印記入
1	★ 申請書類チェックリスト	
2	★ 高知県ネーミングライツ・パートナー応募申請書兼誓約書 (施設提示型募集) 様式1	
3	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かる資料 様式自由	
4	愛称の表示指定等 様式2	
5	愛称の表示指定等(補足資料) 様式自由	
6	★ 法人の概要 様式3	
7	法人の概要(詳細が分かる法人概要や会社案内等の資料)	
8	★ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表, 損益計算書等)	
9	★ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請書提出日時時点で発行から3か月以内のもの(写し可)	
10	★ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※申請の3ヶ月前までに発行されたもの(写し可) ※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その3の3)を提出してください。 ※法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近1事業年度分の納税証明書を提出してください。	
11	★ 暴力団排除に関する誓約書 様式4	
12	★ 役員等名簿 様式5	